

国際協力分野における性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護(PSEAH)に関する主要機関の取り組み状況一覧

2021年7月29日現在

8月11日一部修正

JANIC PSEAH ワーキング・グループ作成

	機関名	取り組み状況	参照ウェブサイトのリンク等
国連機関・多国籍機関			
1	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	<p>1)2019年9月から2020年12月まで、高等弁務官(フィリップ・グランディ)が国連の機関間常設委員会(Inter-Agency Standing Committee: IASC、下記6.参照)のPSEAHチャンピオンを務め、IASC全体の優先課題として、①予防策の活性化、②安心できる報告・通報制度の強化、③パワー関係を意識する責任ある権力の行使(respectful use of power)を推進した。</p> <p>2)NGOなどの実施団体(IP)との事業実施契約書(Partnership Agreement)では、以前より、条項2.4にて、「最高レベルの倫理的、職業的標準(the highest ethical and professional standards)」を求めており、実施団体およびその職員による受益者に対するいかなる侮辱的な行為、虐待を看過しない、と明記している。また、契約書の添付3は、「不法行為・職権乱用防止の最低基準(Standards for Managing Misconduct)」となっており、そこでは、Misconductの類型の定義、これを予防し、対応するために実施機関が備えるべき規程やルール、手続きを定めている。さらに、ここでは性的搾取・虐待を改めて定義し、契約した事業から直接給与が支払われている職員が不法行為に関わった場合は、速やかにUNHCRに報告することを求めている。</p>	<p>UNHCR - The High Commissioner's IASC Championship on Protection from Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment Standard Format Bipartite Partnership Agreement (UNHCR with non-governmental and other not-for-profit partners)</p>
2	国連児童基金 (UNICEF)	<p>1)2019年1月に「性的搾取、虐待、ハラスメントの予防と対応のための戦略」を発表し、①いかなる虐待・搾取も看過しない(zero tolerance)組織文化の醸成、②安心して信頼できる報告制度の構築、③迅速かつ信頼性のある調査の実施と判断、④被害者中心の対応、⑤性的搾取・虐待とセクシャル・ハラスメントをなくすためのパートナー組織との連携強化、を柱として打ち出している。</p> <p>2)2020年2月に' PSEA Assessment & PSEA Toolkit for CSO Partners 'を出し、パイロット国にてユニセフと契約を締結するすべての実施機関に自己アセスメントの結果の提出を求め始めた。契約額に関係なく、すべての契約に対して適用される。このアセスメントでは、団体の①PSEAに関する方針・規程、②組織全体のマネジメン</p>	<p>UNICEF-Strategy-Prevent-Respond-Sexual-Exploitation-Abuse-Sexual-Harassment-January-2019. pdf</p> <p>Information-Brief-PSEA-Assessment-PSEA-Toolkit-for-CSO-Partners-24-Jan-2020. pdf (unicef.org)</p>

		ト、③職員研修、④報告制度、⑤被害者支援、⑥調査、の6項目について体制構築状況の自己審査を行い、結果を提出するもの。点数が低いと契約ができないということではないが、一定期間内に改善が見られない場合は、契約を断られる可能性がある。	
3	国連人口基金 (UNFPA)	1)2021年1月に、事務局長(ナタリア・カネム)が上記1.UNHCRから引き継ぎ形でIASCのPSEAHチャンピオンに就任。現在、①国レベルでのPSEAの強化促進、②被害者への質の高い情報とサービスの確保、③市民社会組織や政府機関を含む関係機関との連携・調整の強化、を優先課題として打ち出している。 2)2020年11月に「UNFPA実施団体(IP)のためのPSEAアセスメント」政策を打ち出しており、同基金と契約を締結するためには、最終的にはすべてのIPが同基金あるいは他の国連機関よりPSEAに関する審査を受ける必要がある、としている。段階的に制度を導入していく上で、暫定的には新規IPは、選考過程で審査を受け、既存IPについてはまずはパイロット34カ国にて審査を実施することにしている。いったん審査を受けた場合、大きな変化がない場合はその審査結果は5年間有効、としている。審査項目は、①方針、規程、②組織マネジメント、③人材管理、④研修義務、⑤報告制度、⑥支援とリファラル(付託)、⑦調査、⑧改善策、となっている。	UNFPA - United Nations Population Fund Partnerships UNFPA - United Nations Population Fund
4	国連人間居住計画 (UN- Habitat)	1)2020年2月に、同計画の職員や関係者の性的搾取および虐待の予防に関する研修受講や意識強化を促進するとともに、全てのフィールド事務所にPSEAフォーカルポイントを配置し、報告制度の強化などに努めることを事務局長名で宣言している。 2)NGOなどIPと締結する実施契約書(Agreement of Cooperation: AOC)の添付A「契約条件」条項25.1にて、契約者は同契約書のもとで実施される活動に関わる職員や関係者による性的搾取や暴力の防止を万全に講じること、としている。また、職員や関係者が、金銭や物資、サービスなどの代償に性的行為を強要すること、また搾取や貶める性的行為を行うことを禁止し、合理的かつ適切な措置を講じることを求めている。	Microsoft Word - K2000307 - HSP-EB-2020-15 - AMENDED FINAL.docx (unhabitat.org)
5	世界食糧計画(WFP)	WFPの事業実施国レベルでのIP契約書は定期的に更新されるが、2021年版契約書の一般条件の第9条では、 ①2003年に国連事務総長が出した性的搾取・虐待からの保護のための基準に関する公示 、②2006年の国連の性的搾取・虐待からの保護へのコミットメントにある基準、③WFPが出すPSEAに関するあらゆるガイドラインを遵守することを求めている。また、契約団体やその関係者に対し、最高レベルの道徳的、倫理的行動を求め、性的搾取・虐待の予防が不十分であった場合、あるいは実際に搾取・虐待行為が発生した際に十分な調査を実施しない場合は契約を終結する根拠とする、としている。	Field-level Agreement (FLA) - 2021.V01 World Food Programme (wfp.org)

6	機関間常設委員会 (IASC)	<p>1) IASC は、加盟する国連 10 機関の PSEAH に関する取り組みを総括、調整する立場にあり、2020 年 9 月、IASC 加盟機関が共通して使用することを念頭に入れた、実施団体 (IP) の PSEA に関する能力評価 (キャパシティ・アセスメント) ツールの暫定版 (interim) を打ち出している ('(Interim) Harmonized Implementation Tool: United Nations Implementing Partner PSEA Capacity Assessment')。この中では、ある国で一つの IP が複数の国連機関と契約する場合、代表の国連機関がアセスメントを行う方針を示している。</p> <p>2) この能力評価のプロセスは、①団体による自己評価結果と関連文書の提出、②国連機関による確認、能力の暫定的な評定 (最高点は 8 点)、③契約可否の決定 (7 点以下の団体と契約を締結する場合は、リスク低減策の作成が必要、5 点以下の団体と契約する場合はリスク低減策に加え、能力強化計画の策定を求める)、④契約後の団体活動の定期モニタリングと支援、⑤6 ヶ月を目途にした最終評定、としている。契約を締結していても最終的に改善が見られない団体については契約の打ち切りもある、ともされている。</p> <p>3) 別途国連が定める高リスク地域 (難民キャンプ、子どもが直接受益者である活動地域等) での活動である場合は、評定に関わらず PSEA の実行状況について定期的に確認を行うこととしている。</p>	UN Implementing Partner PSEA Capacity Assessment IASC (interagencystandingcommittee.org)
政府援助機関			
1	英国政府	<p>1) 英国政府は、2018 年 10 月にロンドンで「セーフガーディング・サミット」を主催し、①性的搾取・虐待の防止、②影響を受けた人々との対話促進、③性的搾取・虐待・ハラスメントの報告・通報を妨げる要因の解明と対応、④学びの加速化、の 4 点に焦点をあてたコミットメントを発表した。</p> <p>2) 2020 年 9 月に「援助セクターにおける性的搾取・虐待、ハラスメントからのセーフガーディングに関する政府戦略 (UK Strategy: Safeguarding Against Sexual Exploitation and Abuse and Sexual Harassment within the Aid Sector)」を打ち出しており、この中では、NGO による活動に加え、ODA に関与するすべての省庁が世界中で性的搾取・虐待、ハラスメントに効果的なセーフガーディングを実行していること、それによって英国政府 ODA 関係者に接触するすべての人が安全であり、仮に問題が発生した場合は声を上げることができる世界を目指す、というビジョンを打ち出している。それを実現するためには高い基準を設定する、としている。</p> <p>3) 政府資金を受けて活動を行う NGO については、2020 年 1 月にデュー・ディリジェ</p>	Safeguarding Summit: commitments - GOV.UK (www.gov.uk) UK strategy: safeguarding against sexual exploitation and abuse and sexual harassment within the aid sector - GOV.UK (www.gov.uk) Enhanced Due Diligence: Safeguarding for external partners - GOV.UK (www.gov.uk)

		<p>ンスの新しいガイダンスを出している。ここでは、子ども、若者、脆弱層を性的搾取・虐待から守るために、団体の能力を、①団体の活動内容に合致したセーフガーディング方針の有無、②通報制度 (whistleblowing)、③人事制度 (採用方法、研修など)、④リスク管理、⑤行動規範、⑥ガバナンスとアカウンタビリティ、の観点から評価することになっている。ただし、すべての団体に一律に同じレベルを求めるのではなく、団体の規模や活動内容に応じて柔軟に対応することになっている。</p>	
2	米国政府	<p>1) 国際開発庁 (USAID) は、2018 年に Action Alliance For Preventing Sexual Misconduct (AAPSM) を設立し、①USAID の事業における SEA の防止と啓発、②USAID の職場環境におけるセクシャル・ハラスメントの防止と対応に取り組んでいる。ここでは、NGO など実施団体の行動が国連などの PSEA 国際基準と合致することを求めている。</p> <p>2) 人道支援は、国務省人口・難民・移住局 (PRM)、USAID の人道支援局 (BHA) が担うが、これら 2 機関とも実施団体に対しては、IASC の PSEA に関するコア原則を遵守する行動規範の提出を義務付けている。事業の申請にあたっては、申請団体は、どのようにして行動規範を実行し、また、受益者が SEA 事案発生の際にどのようにして報告ができるのかメカニズムを説明すること、また、報告を受けた際の団体の対応方法の説明が必要である。また、これらを義務付けているだけでなく、2 機関は実施団体に対する SEA の啓発と防止、対応能力強化のための能力強化の機会やリソースも提供している。</p>	<p>Action Alliance for Preventing Sexual Misconduct (AAPSM) U.S. Agency for International Development (usaid.gov)</p> <p>General NGO Guidelines - United States Department of State</p>
3	豪州政府	<p>1) 2019 年 4 月に ODA を担当する外務貿易省 (DFAT) が「性的搾取・虐待、ハラスメントの予防方針 (Preventing Sexual Exploitation, Abuse and Harassment Policy)」を打ち出し、①DFAT 職員、②DFAT と契約関係を有する組織・個人 (コンサルタント、NGO)、③他の豪州政府機関および国連などの多国籍機関、④DFAT と直接契約を有する組織・機関から再委託を受ける機関・個人、の 4 つのカテゴリーすべてを対象として、遵守を求める 6 つの原則を明確にした。</p> <p>2) 6 つの原則とは、①行動を起こさないことを看過しない (公正な対応を行うことによる報告の奨励、増加)、②文化の変化をもたらすリーダーシップの強化、③犠牲者・被害者を中心に据えた対応、④SEA の防止は政府、NGO など関係者すべてが共有する責任という認識の啓発、⑤ジェンダー等のパワー・バランス不均衡への認識強化、⑥報告を通じたアカウンタビリティと透明性の強化、である。</p>	<p>Preventing Sexual Exploitation, Abuse and Harassment Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade (dfat.gov.au)</p>
4	カナダ政府	<p>1) カナダ政府は、同国の国際協力実施団体に対し、いち早く 2018 年 5 月に、同政府の開発援助は人権を重んじて実施されるもので、同時に援助の実施にあたって市民</p>	<p>Letter from Minister Bibeau to Canadian</p>

		<p>組織の役割を重視していることを強調、そのためには性的搾取・虐待の予防は重要課題であり、政府と NGO が一体となって取り組む必要があることを明言した。</p> <p>2) 事業実施に当たって同政府と契約を締結する団体に対しては、2019年9月以降、行動規範を有することのほか、性的搾取・虐待の予防と対応の体制を示すことが必要となった。</p> <p>3) また、NGO ネットワーク (Cooperation Canada) が立ち上げた 'Digna' という PSEA に特化したホームページは、カナダ政府の資金により運営されている。そこで様々な情報、資料を提供しているほか、今後、PSEA に関するデータ等も提供されていく予定である。</p>	<p>partners (international.gc.ca)</p> <p>Contribution Agreement - General Terms and Conditions (international.gc.ca)</p> <p>https://www.digna.ca/</p>
5	ドイツ、オランダ政府	<p>・ドイツ連邦政府外務省 (GFFO) は、NGO の人道支援事業における、SEAH に関する報告基準を標準化する方針を打ち出し、また、国際協力公社 (GIZ) は、セクシャル・ハラスメントの対応方針に性的搾取・虐待を含めるべく同方針の改訂を行った。さらにオンラインの通報ポータルが 2019 年の夏から運用開始された。</p> <p>・オランダ政府は、CHS アライアンスおよび同国の社会科学大学院大学 (ISS) と協力し、開発・人道支援における性的搾取・虐待予防に関する国際オンブス制度の設置を検討している。パイロットとして 3 カ国 (エチオピア、バングラデシュ、パレスチナ自治区) が選ばれている。</p>	<p>Progress report on delivering the donor commitments from the October 2018 London Safeguarding summit - GOV.UK (www.gov.uk)</p>
NGO ネットワーク			
1	ICVA (International Council of Voluntary Association) (国際組織)	<p>1) ICVA の会員になるための条件として、2006 年に採択された国連の「性的搾取・虐待の根絶に関するコミットメント」を遵守することを求めている。同時に、加盟を希望する組織には、PSEAH、セーフガーディングの方針 (規程、職員への研修、担当の配置、報告制度の整備等)、もしくは、それを含んだ行動規範等の提出を求めている。</p> <p>2) 2018 年 3 月の総会において、「PSEA 実施に向けた行動と貢献」('Commitment and Motion to Action on Prevention of Sexual Abuse and Exploitation and Sexual Harassment') を採択し、加盟 NGO が PSEAH の課題に真剣に取り組んでいくことを合意している。</p> <p>3) 2021 年 5 月の総会で承認された 2030 年に向けた戦略「ICVA2030」では、重点分野として掲げる「多様性の尊重と価値創造」の中でも、PSEA の推進を謳っている。</p>	<p>Become a Member International Council of Voluntary Agencies (icvanetwork.org)</p> <p>ICVA Commitment and Motion to Action PSEA-March-2018.pdf (icvanetwork.org/)</p> <p>The ICVA 2030 Strategy International Council of Voluntary Agencies (icvanetwork.org)</p>
2	Inter Action	<p>1) 人道・開発支援に関わるすべての関係機関が PSEAH を含むセーフガーディング方針を持つことを推進している。加盟組織のトップ・レベル (CEO) が、PSEAH に取り組むこ</p>	<p>Launching The Community-Based Safeguarding</p>

	(米国)	とへ署名することを求めているほか、PSEAH に関する研修、ツールの提供などメンバーへの必要な支援の提供、制度強化のための助成金の提供も行っている。 2) IASC の PSEA 6 つのコア基準の要素を紹介するビデオ（' No Excuse for Abuse '）を作成し、28 カ国語以上の言語に翻訳、公開しており、広く PSEAH の重要性を周知に貢献している。 3) メンバー団体が遵守すべき NGO 基準のなかに、性的搾取・虐待防止の項目があり、メンバー NGO が守るべき内容について定めている。この基準を遵守しているかどうかを確認するため、2年に一度セルフチェックを実施することを義務づけている。	Visual Toolkit - InterAction
3	BOND (英国)	1) BOND のメンバー団体が遵守すべき BOND 憲章(BOND Charter)内にセーフガーディング項目があり、性的搾取・暴力、およびハラスメントに対して取るべき方針も定めている。ここでは、2018年に開催されたセーフガーディング・サミット（上記英国政府の項参照）でのコミットメントを引用している。 2) NGO セクターが一貫して取り組むべきセーフガーディングの重要4項目についてまとめ（①犠牲者支援とアカウンタビリティ、②文化の醸成、③最低基準の設定、④組織の体制強化）、これらを達成するための具体的な34の行動計画を定めている。	Bond Charter Bond Our commitment to change in safeguarding Bond
4	ACFID (Australian Council for International Development) (豪州)	1) 性的搾取・虐待の予防・防止を ACFID の活動優先分野として位置付けており、加盟団体に対して様々な情報や資料、ガイダンスを提供している。 2) 2018年に発覚した2010年のハイチ地震対応時の事案を受け、豪州の NGO セクター全体の性的搾取・暴力に関する調査を外部研究機関に委託し実施した。その最終報告書の提言を実行し、年ごとの進捗状況をホームページで公開している。上記提言を踏まえ、ACFID 行動規範なども改訂している。 3) 行動規範を実践するための' Quality Assurance Framework 'では、PSEA に関わる指標、確認資料を丁寧に定め、加盟 NGO の PSEA 強化に貢献している。	Prevention of Sexual Exploitation and Abuse ACFID ACFID Report on the Prevention of Sexual Misconduct - The Victorian Institute of Forensic Medicine (vifm.org) Compliance with the Code ACFID